

文化庁の 海外における著作権保護の推進

- 国内外における著作権保護の実効性を高めるため、①著作権制度の整備、②権利執行の強化、③普及啓発に係る取組を実施。
- 国際的なルールづくりの推進のため、国際条約に関する議論に積極的に参画。

著作権制度の整備

4年度予算額(案) : 70百万円 (68百万円)

アジア・太平洋地域の途上国における著作権制度整備支援
(アジア地域著作権制度普及促進事業)

<具体的な取組>

- ◆ 著作権制度に関するセミナーの開催
- ◆ 著作権に関する国際会議の開催
- ◆ 制度整備支援のための研修の実施 等



国際的なルールづくりへの参画
(著作権に関する国際的な課題への対応)

<具体的な取組>

- ◆ 経済連携協定等の交渉への参画
- ◆ WIPO放送条約に関する議論への参画 等

海賊版対策事業

権利執行の強化

4年度予算額(案) : 80百万円 (63百万円)

政府間協議を通じた働きかけ、侵害発生国の人材育成支援による環境整備の推進

<具体的な取組>

- ◆ 政府間協議における取締強化等の要請
- ◆ トレーニングセミナー(取締機関職員対象)の実施
- ◆ 海外における著作権侵害対策ハンドブックの作成
- ◆ 相談窓口(新規) 等

普及啓発

4年度予算額(案) : 43百万円 (47百万円)

著作権侵害の防止に向けた普及啓発活動
(侵害発生国政府、国内権利者等と連携して実施)

<具体的な取組>

- ◆ 著作権啓発イベントの実施
- ◆ 制作した海賊版に対する意識啓発動画のYoutube広告等による広報 等



国内外における著作権侵害の抑制
我が国権利者による権利行使の推進

➡ 正規流通のさらなる促進

海外における著作権保護の推進 これまでの主な取組

① 著作権制度の整備

➤ アジア地域著作権制度普及促進事業（A P A C Eプログラム）

W I P Oに、平成5年度から毎年継続的に信託基金を拠出し、W I P Oとの協力の下、アジア太平洋地域の途上国における著作権法の整備と条約への加盟促進、著作権侵害に対する取締の強化及び著作権管理団体の育成等を支援。

地域会合	アジア・太平洋地域における著作権に関する共通課題を検討する会合、シンポジウム等 H5年度から実施。
東京特別研修プログラム	途上国の著作権当局職員、執行機関（税関、警察、裁判所等）職員等を対象とした、著作権の保護（エンフォースメント含む）に関する訪日研修 H6年度から実施。
集中管理団体実務研修	途上国の政府職員や集中管理団体の職員を対象とした、著作権の集中管理制度に関する訪日研修 H12から実施。20回開催。
著作権に関する専門家派遣	途上国の著作権制度及び集中管理制度の整備について、助言を行うための専門家派遣 H11年度から実施。
ナショナルセミナー	途上国における著作権制度の普及・充実のための、特定国を対象としたセミナー H12から実施。
その他	WIPO資料の翻訳・途上国への提供、条約加盟促進のためのWIPOへのスタディビジット 等

R3年度については、新型コロナウイルスの影響により、オンラインでのプログラムを実施。

海外における著作権保護の推進 これまでの主な取組

② 権利行使の支援

➤ 政府間協議

我が国コンテンツの侵害の多い中国、韓国等の著作権担当部局と定期的に政府間協議を実施し、適切な法整備及び運用、取締強化等を要請。

H14～	日中著作権協議の開始、日中経済パートナーシップ協議に参加、日台貿易経済会議に参加
H17～23	米欧との連携事業の実施
H18～	日韓著作権協議の開始
H21～	日中知的財産ワーキンググループに参加
H21	「日本国文化庁と中国国家版權局との著作権及び著作隣接権に係る戦略的協力に関する覚書」締結
H23	「日本国文部科学省と大韓民国文化体育観光部との著作権及び著作隣接権分野における連携強化に関する覚書」締結
H26	「日本国文部科学省とベトナム社会主義共和国文化・スポーツ・観光省との著作権及び著作隣接権に係る協力に関する覚書」締結

R3年度については、日韓著作権協議を実施。

➤ 侵害発生国の政府職員等を対象とした研修

侵害発生国の著作権当局職員を対象とした訪日研修、税関等取締機関職員等を対象としたトレーニングセミナー等を実施。

H19～	トレーニングセミナーの開始 ・H19から中国を中心に毎年約7都市で開催。 ・H25から東南アジアに開催都市を拡大。
H27～	ベトナム著作権局職員の訪日研修受入れ
H28	マレーシア知財公社（MyIPO）職員の訪日研修の実施

R3年度については、中国（北京・香港）、台湾、タイ、インドネシアで実施。（予定を含む）

海外における著作権保護の推進 これまでの主な取組

② 権利行使の支援

➤ 我が国企業等の海外における権利行使の支援

侵害発生国の法制度及び取締の実態等の調査、我が国の権利者が海外で権利執行する際に役立つハンドブックの作成、権利者向けセミナー等を実施。

【主なハンドブック等】

「著作権侵害対策ハンドブック」

台湾（H16）、中国（H17）、韓国（H18）、ヨーロッパ（イタリア共和国）（H19）、中国2（H20）、台湾2（H22）、タイ（H23）

「インターネット上の著作権侵害対策ハンドブック」

欧州編（H21）、米国・韓国・インドネシア（H27）、総論・米国・ロシア・ベトナム（R2）

「海外における著作権侵害等に関する実態調査」

中国（H24）、タイ（H25）、インドネシア（H26）、ベトナム（H27）、マレーシア（H28）

「海外における著作権に基づく権利行使事例集」（H30）

R3年度については、「著作権侵害対策ハンドブック」（中国）及び「日本コンテンツの海外展開ハンドブック」（中国）を作成。

海外における著作権保護の推進 これまでの主な取組

③ 普及啓発

侵害発生国等における海賊版対策のため、国内外の政府関係機関や権利者団体等と連携し、著作権普及啓発教材の共同開発、侵害発生国の一般消費者を対象とした普及啓発イベント等を実施。

H16～18	「Asian Copyright Handbook」の作成とハンドブックを利用したセミナーの開催（中国、ミャンマー、ベトナム）
H25～29	侵害発生国における著作権普及啓発のためのネットワーク・プラットフォーム形成支援事業（インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア） <ul style="list-style-type: none">・国内関係者間の関係構築・侵害発生国関係者との関係構築・侵害発生国における著作権普及啓発セミナー等の実施・著作権普及啓発教材の現地語への翻訳
H30～	著作権保護・普及啓発ネットワーク・プラットフォーム（ウェブサイト）の運用開始
H30～	ネットワークを活用した著作権普及啓発（インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム） <ul style="list-style-type: none">・ASEAN諸国との間で構築したネットワークを活用し、相手国政府等と協力して著作権普及啓発教材の作成や普及啓発イベント等を実施。

R3年度については、インドネシア・タイ・マレーシア・ベトナムにてハローキティの普及啓発動画の周知及び冊子を作成した他、マレーシア・インドネシアにてオンラインイベントに参加予定。

<新規> 海賊版相談窓口（案）

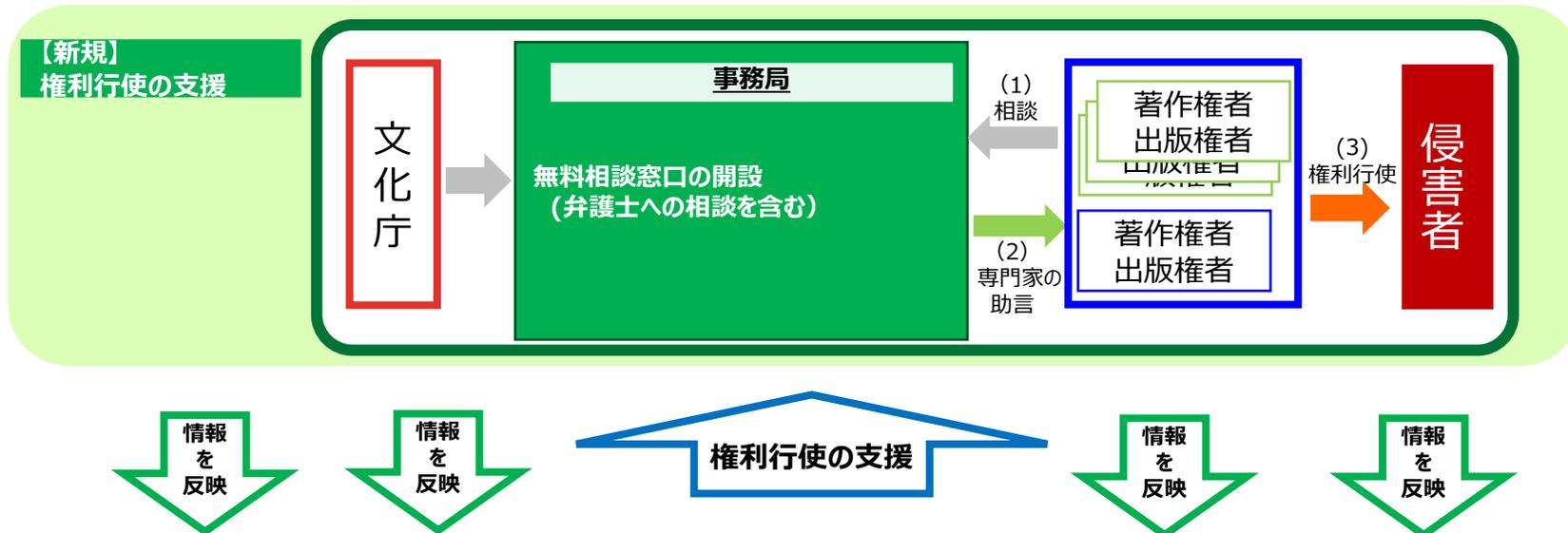
事業内容

DX時代のオンライン環境下では海賊版の急激な拡散が可能であること、特にコロナ禍による巣ごもり需要とも相まって、昨今の海賊版サイトによる被害は深刻化している。

国外での著作権保護の実効性を高めるためには、権利者が権利行使をするための基盤づくりに加えて、実際に権利行使をするための後押しをすることが不可欠である。

これまで基盤整備としては、外国政府等との二国間協議で要請、ハンドブックの作成による情報の提供、海外での取締を強化するためのトレーニングセミナーの実施、海外での普及啓発を実施しているが、権利者が権利執行に関しては、ハードルが高いのが現状である。また、特に「1億総クリエーター」時代においては、誰でも気軽に相談できる窓口が必要とされている。

こういった背景を踏まえ、R4年度より、海賊版の被害について相談ができる「相談窓口」を設置する。



【既存】権利行使するための基盤作り

二国間協議

著作権に関する覚書等に基づき、著作権担当当局と定期的に取締の強化等の要請を行う。

ハンドブックの作成

海外等にて著作権が侵害された場合に取りうる対策等、各国別の最新情報を紹介する。

トレーニングセミナーの実施

侵害発生源の取締機関職員等を対象に、効果的な取り締まりに資するセミナーを開催する。

海外での普及啓発

侵害発生源の一般消費者に向けて著作権の正しい理解を促進するため、普及啓発教材の作成・イベントを実施。

インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック 解説セミナー

◆令和4年2月8日（火）：14:00~16:00

◆開催方法：オンライン

「インターネット上の著作権侵害対策、どうすればよいか、あなたは知っていますか？」
権利を持つコンテンツの著作権がインターネット上で侵害されているが、誰に、何を相談してよいかわからない。
という経験はありませんか？

そんな疑問にお答えするため、文化庁では「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック—総論編・米国編・ベトナム編・ロシア編—」を作成しました。

多様化、複雑化、深刻化するインターネット上の著作権侵害に対して、本ハンドブックを活用しつつ、どのように著作権侵害に対処すればよいか、知的財産を扱っている弁護士を講師に迎えインターネット上の著作権侵害対策セミナーを開催します。

時間	タイトル	講師
14:00-14:05	開会挨拶	文化庁著作権課 課長 吉田光成
14:05-14:45	インターネット上の海賊版対策（日本でできること）	T&K法律事務所 弁護士 墳崎隆之
14:45-16:00	「インターネット上の海賊版対策（各国編） （米国・ベトナム・ロシア）」	T&K法律事務所 弁護士 墳崎隆之 弁護士 成田凌

◆詳細はこちらのページをご覧ください。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizokuban/handbook/seminar.html>